

いじめ防止基本方針

幸手市立さかえ小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

上記の考え方のもと、本校は全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るい楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめの基本方針」を策定した。

いじめ防止の基本姿勢として、5つのポイントをあげる。

- 1 いじめを許さない。見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 4 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけではなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- 5 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 「いじめ」のとらえ方

- 1 いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- 2 いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3 いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 4 いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- 5 いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- 6 いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 7 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- 8 いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 「いじめ防止対策基本方針」

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

1 いじめを許さない学校づくりのために

- (1) 本校では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推

進する。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。

- (2) 本校では「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、子どもと教職員が共有するとともに、子どもや教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壤を育む。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

2 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実するために

- (1) 常日頃から子どもの生活実態について、アンケートの実施、個別面談及び日記の活用等工夫したきめ細かい把握に努め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないよう、複数の教職員で確認し、情報を共有する。
- (2) 教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっているいかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努める。

3 いじめを認知した場合の適切な対応

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる子どものいさかい等として見逃すことなく、いじめの兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導等を行う。また、当該いじめ事案の加害児童に対する指導は的確かつ迅速に行うことはもちろん、保護者に対しても必要な内容の助言を与え、学校が行った指導が充分浸透するよう、加えて、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。当該いじめ事案の被害児童には安心して学校生活等が送れるよう、被害児童本人に支援を行うとともに、その保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。
- (2) 重大ないじめ事案については、「当該いじめ対策委員会」（構成メンバー：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・養護教諭・当該児童担任・相談員を基本とし、必要に応じて関係機関職員・教育委員会指導主事・臨床心理士・カウンセラー等も入る）を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。また、その取組の中で得た当該いじめ事案に係る事実関係等その他の必要な情報については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会への報告については速やかに行う。また、当該いじめ事案の解消については校長のリーダーシップのもと、当該児童の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。
- (3) いじめを行った子ども及びその保護者に対しては、いじめの解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり子どもの安全確保が必要な場合の警察等関係機関との連携協力等について、毅然とした対応を行う。
- (4) いじめの周辺にいる子どもたちや教職員の心のケアに配慮する。その際、相談員の他、必要に応じカウンセラー等を積極的に活用する。

4 いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- 1 一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせ、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図る。
- 2 特別活動、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団で望ましい人間関係づくりを図る。
- 3 定期に実施している2者面談や隨時行う教育相談を充実させる。
- 4 毎年の「人権週間」の取組を充実させ、人権意識の高揚を図る。
- 5 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- 6 保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」を周知し一層の連携を図る。

5 いじめの早期発見

いじめを早期発見するためには、日頃の児童の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケートによって情報を収集することが重要である。

- 1 児童のサインからいじめを早期発見する。（体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をきかない。遅刻早退が多い。保健室・トイレによく行く。持ち物が隠される。落書きされる。体にあざがある。からかわれる。無視される。ぽつんと一人でいる。等）
- 2 教育相談を充実させていじめを早期発見する。（定期的な面談以外に、日頃から、自分から相談できる学校・学級の雰囲気をつくる。）
- 3 アンケートの実施からいじめを早期発見する。
- 4 家庭や地域、児童の情報からいじめを早期発見する。（家庭においていじめのサインを見つけたり、地域の方から訴えを聞いたり、学級の友人からの訴えによって早期発見ができるようにしておく。）

6 いじめ防止の指導体制

- 1 いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ防止委員会」を設置する。
- 2 いじめを認知した場合、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。

7 いじめに対する措置

- 1 いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ対策委員会」を開催する。
- 2 いじめを受けた児童には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して学校に来て、教育が受けられるように支援する。
- 3 いじめを行った児童には、いじめは決して許されないと毅然とした態度で、他人の心の痛みを知ることができるように指導する。
- 4 いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。 （平成26年2月12日規定）

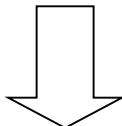
いじめ防止委員会

開催日：毎月開催

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任
・養護教諭

内 容

- 1 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
- 2 研修会の立案
- 3 アンケートの実施と結果報告
- 4 未然防止の取組
- 5 早期発見の取組
- 6 各学級の状況報告



いじめ対策委員会

開催日：いじめを認知した時点で、速やかに開催する。

構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任
教育相談主任・養護教諭・学級担任

記録：事実関係及びいじめ対策委員会の内容を記録に残していく。

内 容

- 1 事実関係の正確な調査・把握と迅速に初期対応をする。
- 2 市教委への報告をする。
- 3 被害者、加害者に対して、いじめの問題解決に向けた具体的な学校の指導方針を決定する。
- 4 保護者と連携を取りながら、いじめの解決指導をする。
- 5 全体に対しても、具体的な指導方針を決定する。
- 6 カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係機関と連携を取りながら、いじめの解決指導をする。
- 7 事態収束まで継続指導・経過観察をする。